

第2章 安全・安心で快適な生活環境の保全

第1節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策

(1) 大気環境監視体制

佐賀県では、大気の汚染状況を把握するため、県内の各地に配置した大気環境常時測定局で大気環境を24時間連続で監視しています。

平成29年度は、一般環境大気測定局（一般局）16局、自動車排出ガス測定局（自排局）2局で、環境基準が定められている二酸化窒素や微小粒子状物質(PM_{2.5})等を自動測定器により測定し24時間連続で監視を行っています。各測定局の配置及び測定項目は、図2-2-1及び表2-2-1のとおりです。測定した速報値については、「佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）」により情報提供をしています。

また、自動測定器により測定出来ない有害大気汚染物質については、環境基準が定められている4物質と健康リスクが高い優先取組物質18物質を、毎月、県内2地点で試料採取して分析を行っています。各調査地点の調査項目は表2-2-2のとおりです。

さらに、微小粒子状物質については、発生源調査等の基礎資料を得るため、自動測定器による濃度測定と別に、年4回（各季2週間）、県内1地点で試料採取を行い微小粒子状物質に含まれるイオン成分、無機元素成分、炭素成分及び質量濃度の分析を行いました。調査項目は表2-2-3のとおりです。

図2-2-1 大気環境常時測定局配置図

資料：環境センター



佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<http://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

表 2-2-1 大気環境常時測定局（平成 29 年度）

資料：環境センター

分類	番号	測定局名	所在地	測定項目						
				SO ₂	NO ₂	CO	Ox	NMHC	SPM	PM _{2.5}
一般局	1	佐賀	佐賀市高木町 15-30							
	2	神埼	神埼市神埼町枝ヶ里 349							
	3	三瀬	佐賀市三瀬村三瀬 2970							
	4	多久	多久市北多久町大字小侍 48-1							
	5	鳥栖	鳥栖市宿町 1118							
	6	基山	基山町大字宮浦 337-1							
	7	唐津	唐津市二夕子 1-7-83							
	8	竹木場	唐津市竹木場 5616-1							
	9	肥前	唐津市肥前町大字入野甲 1684							
	10	大坪	伊万里市大坪町甲 2863-3							
	11	山代	伊万里市山代町久原 1637-4							
	12	西有田	有田町下山谷字左後乙 3563							
	13	武雄	武雄市武雄町大字昭和 27-6							
	14	白石	杵島郡白石町大字福田 2371							
	15	鹿島	鹿島市大字納富分 2744-1							
	16	嬉野	嬉野町大字下宿乙 1453							
自排局	17	兵庫	佐賀市兵庫町大字西洲 1960-4							
	18	曾根崎	鳥栖市曾根崎町 1498-2 #1							

（注） 測定項目の名称は、それぞれ次のとおりの略号で表記しています。

SO₂：二酸化硫黄、NO₂：二酸化窒素、CO：一酸化炭素、Ox：光化学オキシダント、

NMHC：非メタン炭化水素、SPM：浮遊粒子状物質、PM_{2.5}：微小粒子状物質

#1 曾根崎局は平成 30 年 3 月より所在地が鳥栖市曾根崎町 1498-3 に変更

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

自動車排出ガス測定局 大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視する測定局。

有害大気汚染物質 低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質。

二酸化いおう(SO₂) 石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

二酸化窒素(NO₂) 二酸化窒素は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

一酸化炭素(CO) 有機物が不完全燃焼をすると発生するガスで、自動車排ガス中などに含まれます。吸い込むと血液中のヘモグロビンと強く結びついて酸素供給を妨げ、頭痛やめまいなどの症状があらわれる。

光化学オキシダント(Ox) 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

非メタン炭化水素(NMHC) 炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物のうちメタン以外の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関する非メタン炭化水素が用いられる。

浮遊粒子状物質(SPM) 浮遊粉じんのうち、10 μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

微小粒子状物質(PM_{2.5}) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 2-2-2 有害大気汚染物質調査地点及び調査項目

資料：環境センター

調査地点	測定項目
佐賀市 (佐賀局)	アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、 ジクロロメタン 、水銀及びその化合物、 テトラクロロエチレン 、 トリクロロエチレン 、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、 ベンゼン 、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物
伊万里市 (大坪局)	

(注1) 印は環境基準が定められている物質です。

(注2) クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、クロム及びその化合物の全量として測定しています。

表 2-2-3 微小粒子状物質成分分析調査項目

資料：環境センター

調査地点	測定区分	測定項目
佐賀市 (佐賀局)	イオン成分	塩化物イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、アンモニウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン
	無機元素成分	ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、ルビジウム、モリブデン、カドミウム、アンチモン、セシウム、バリウム、ランタン、セリウム、サマリウム、ハフニウム、タンタル、タングステン、鉛、トリウム、ベリリウム
	炭素成分	有機炭素、元素状炭素
	質量濃度	重量

(2) 大気環境監視結果

大気環境常時測定局における測定結果

平成 29 年度の常時測定における環境基準等達成状況は表 2-2-4 のとおりです。

二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、及び浮遊粒子状物質はすべての測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質は 4 局及び光化学オキシダントは、全局で環境基準を達成していません。

また、非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」に基づく指針を達成しています。

表 2-2-4 大気環境基準等達成状況

資料：環境センター

No	局区分	測定局名	二酸化いおう (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	非メタン炭化水素 (NMHC)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
1	一般局	佐賀				×			
2		神埼	○						×
3		三瀬				×			
4		多久				×			
5		鳥栖				×			×
6		基山				×			
7		唐津				×			
8		竹木場							
9		肥前				×			
10		大坪				×			×
11		山代							
12		西有田				×			
13		武雄				×			
14		白石							×
15		鹿島				×			○
16		嬉野				×			
環境基準等達成局数/全局数			14/14	13/13		0/12	1/1	14/14	8/12
17	自排局	兵庫							
18		曾根崎							
環境基準等達成局数/全局数				2/2	2/2			2/2	

(注) ○：環境基準達成 ×：環境基準非達成（非メタン炭化水素は指針値達成で評価）
 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は長期的評価、光化学オキシダント、非メタン炭化水素は短期的評価による達成状況を記載しています。
 長期的評価は、年単位での評価（測定時間数が 6,000 時間以上の測定局（有効測定局）が対象）
 短期的評価は、1 時間または 1 日単位での評価

表 2-2-5 (参考) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質		二酸化いおう(SO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)
環境基準	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値 ^{注 1)} が 0.04ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注 1)} が 10ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注 1)} が 0.10mg/m ³ 以下であること。
		ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とする		
大気汚染物質		二酸化窒素(NO ₂)	光化学オキシダント(O _x)	微小粒子状物質(PM _{2.5})
環境基準	短期的評価		昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 【昼間とは】5 時から 20 時まで	
	長期的評価	1 時間値の 1 日平均値の 98%値 ^{注 2)} が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		【長期基準】 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 【短期基準】 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(S48.5.16 告示、S48.5.8 告示、S53.7.11 告示、H21.9.9 告示、S48.6.12 環境庁大気保全局長通知、S53.7.17 環境庁大気保全局長通知)

注 1) 2%除外値：年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の 1 日平均値最高値

注 2) 98%値：年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当する日平均値

表 2-2-6 (参考) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

大気汚染物質	非メタン炭化水素(NMHC)
指針	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51.8.13 通知)

短期的評価 環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価。二酸化いおう、一酸化炭素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の環境基準への適否について評価を行う際に使用する。

長期的評価 大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されることから、次の方法により評価を行う。

(ア) 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

(イ) 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

(ウ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

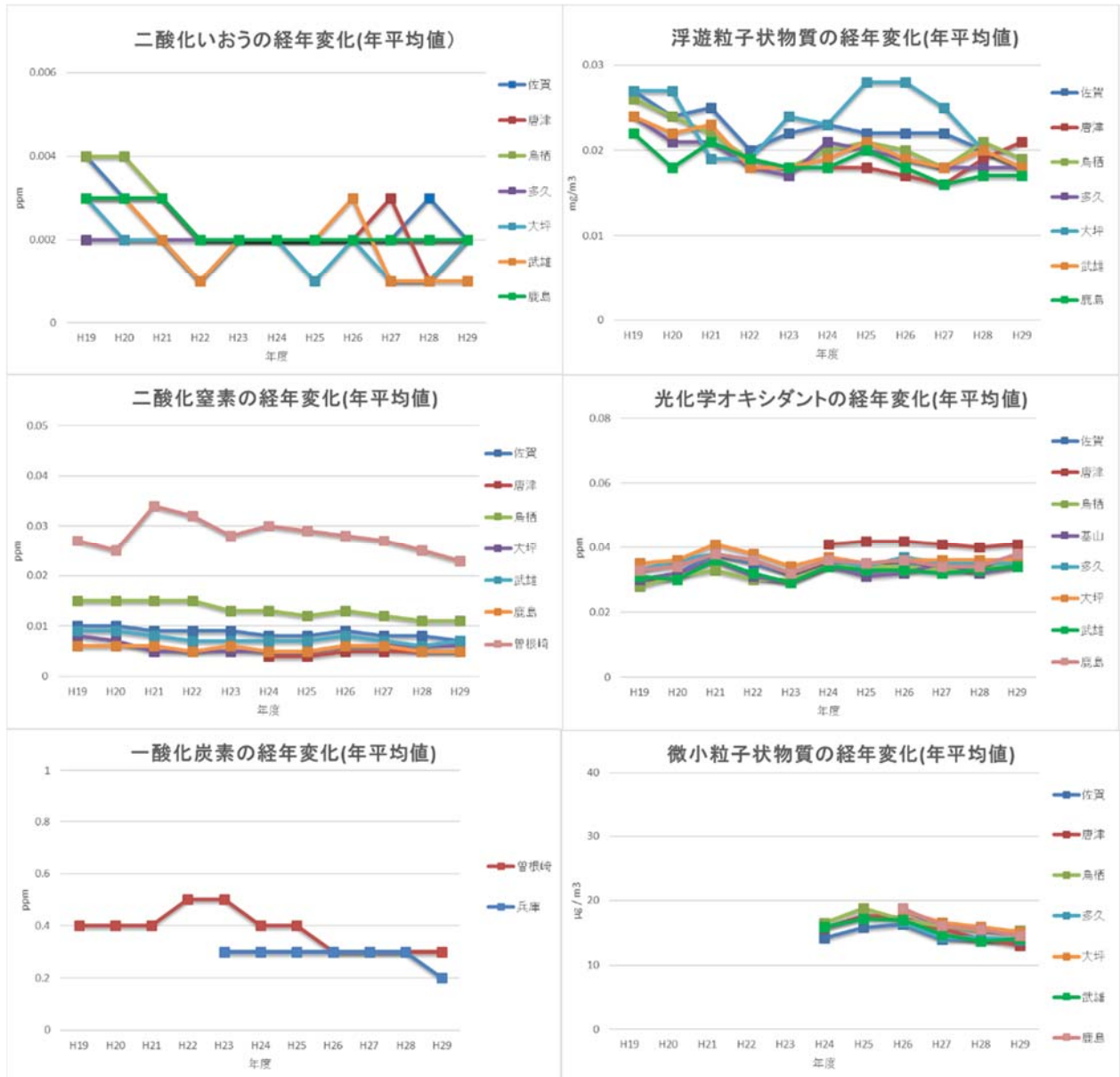
長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

図 2-2-2 主な測定局の各測定項目の経年変化

資料：環境センター



有害大気汚染物質

平成 29 年度の調査結果は、表 2-2-7 のとおりです。

環境基準が設定されている 4 物質の年間平均値については、いずれも環境基準値を下回りました。これら 4 物質の全地点年間平均値の経年変化は図 2-2-3 のとおりです。

また、指針値がある 8 物質の年間平均値については、いずれも指針値を下回りました。

表 2-2-7 有害大気汚染物質調査結果（平成 29 年度 年間平均値）

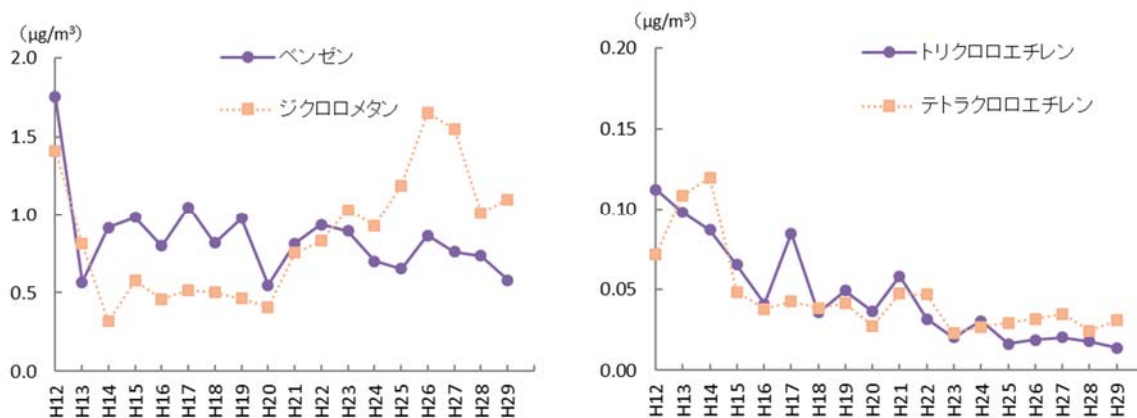
資料：環境センター

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定項目	一般環境測定			環境基準 ()は指針値
	佐賀市 (佐賀局)	伊万里市 (大坪局)	全地点 平均値	
ベンゼン	0.61	0.55	0.58	3
トリクロロエチレン	0.017	0.011	0.014	200
テトラクロロエチレン	0.035	0.026	0.031	200
ジクロロメタン	1.6	0.53	1.1	150
アクリロニトリル	0.005	0.005	0.005	(2)
塩化ビニルモノマー	0.030	0.029	0.030	(10)
塩化メチル	1.3	1.4	1.4	-
クロロホルム	0.18	0.17	0.18	(18)
1,2 - ジクロロエタン	0.16	0.18	0.17	(1.6)
トルエン	2.3	1.0	1.7	-
1,3 - ブタジエン	0.043	0.039	0.041	(2.5)
ベンゾ[a]ピレン	0.000066	0.000078	0.000072	-
アセトアルデヒド	1.3	0.94	1.1	-
ホルムアルデヒド	1.9	1.8	1.9	-
ニッケル化合物	0.0044	0.0014	0.0029	(0.025)
ヒ素及びその化合物	0.00098	0.0011	0.0010	(0.006)
ベリリウム及びその化合物	0.000029	0.000015	0.000022	-
マンガン及びその化合物	0.022	0.014	0.018	(0.14)
クロム及びその化合物	0.0048	0.0015	0.0032	-
水銀及びその化合物	0.0020	0.0017	0.0019	(0.040)
酸化エチレン	0.065	0.052	0.059	-

図 2-2-3 環境基準設定項目の全地点平均値の経年変化

資料：環境センター



微小粒子状物質成分分析調査結果

平成 29 年度の調査結果は表 2-2-8 のとおりで、四季別のイオン成分、無機元素成分及び炭素成分の濃度グラフは図 2-2-4 のとおりです。

調査項目の中では、硫酸イオンが最も多くを占め、次いで有機炭素、アンモニウムイオン、硝酸イオン、元素状炭素が多くなっていました。質量濃度に対する割合で比較すると、春季から夏季は硫酸イオンが高く、秋季は有機炭素が高くなっていました。また、冬季は、硝酸イオンが他の季節と比較すると割合が高くなっていました。

なお、微小粒子状物質の質量濃度は、夏季が最も高く、次いで冬季、春季、秋季の順番でした。

表 2-2-8 微小粒子状物質成分分析調査結果（平成 29 年度）

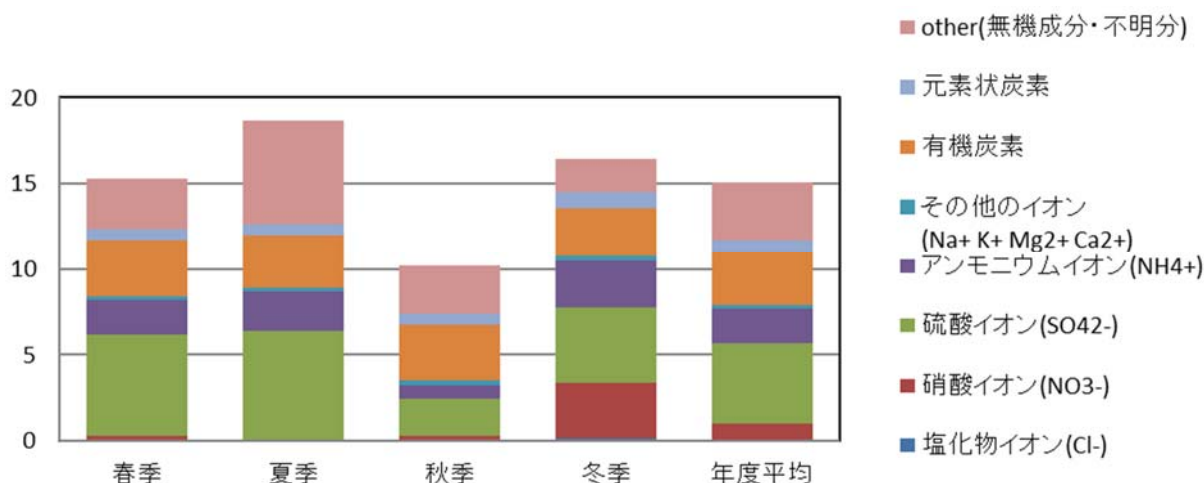
資料：環境センター

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項 目		春季	夏季	秋季	冬季	年度平均濃度	成分割合 (%)
イオン成分	塩化物イオン (Cl^-)	0.012	<0.015	0.039	0.14	0.050	0.3
	硝酸イオン (NO_3^-)	0.24	0.027	0.27	3.2	0.94	6.3
	硫酸イオン (SO_4^{2-})	5.9	6.4	2.1	4.4	4.7	31.2
	アンモニウムイオン (NH_4^+)	2.0	2.3	0.83	2.8	2.0	13.1
	その他のイオン ($\text{Na}^+, \text{K}^+, \text{Mg}^{2+}, \text{Ca}^{2+}$)	0.21	0.18	0.29	0.22	0.23	1.5
炭素成分	有機炭素	3.3	3.1	3.2	2.8	3.1	20.7
	元素状炭素	0.61	0.65	0.65	0.89	0.70	4.7
Other(無機元素成分・不明分)		3.0	6.1	2.8	2.0	3.3	22.2
調査期間中の $\text{PM}_{2.5}$ 質量濃度		15.3	18.7	10.2	16.5	15.1	

集計方法は「大気汚染状況報告書（環境省 水・大気環境局）」に準じた

図 2-2-4 微小粒子状物質成分分析調査の四季別成分濃度グラフ



(3) 大気汚染防止対策

工場・事業場の規制

工場・事業場から排出される大気汚

染物質については、大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設等からの排出等を規制しています。

ばい煙の規制

大気汚染防止法では、33 種類のばい煙発生施設が規制の対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-9 のとおりであり、物質ごとの規制の概要はア)～ウ) のとおりです。

ア) いおう酸化物

本県では、排出されたいおう酸化物の最大地上濃度が一定値以下となるよう排出口の高さに応じて許容量を定める K 値規制が行われています。K 値は、県内一律で 17.5 です。

イ) ばいじん

ばい煙発生施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。平成 10 年 7 月に廃棄物焼却炉について、排出基準が改定強化されました。

ウ) 有害物質

有害物質には、「窒素酸化物(NOx)」、「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「ふっ素・ふっ化水素及びふっ化珪素」について、施設ごとに排出基準が定められています。

「窒素酸化物(NOx)」については、昭和 48 年 6 月にばい煙発生施設の種類、規模ごとに排出濃度が定められ、抑制技術の進歩に伴い、昭和 58 年 9 月の 5 次規制まで改定強化されました。

また、二酸化窒素の環境基準の達成が困難な地域については、総量規制が行われていますが、本県では該当地域はありません。

表 2-2-9 ばい煙発生施設届出状況
(平成 30 年 3 月末現在) 資料：環境課

番号	施設種類	施設数
1	ボイラー	799
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	2
3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	1
5	金属溶解炉	21
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	29
9	窯業焼成炉・溶融炉	7
10	反応炉・直火炉	1
11	乾燥炉	40
12	電気炉	3
13	廃棄物焼却炉	40
29	ガスタービン	61
30	ディーゼル機関	302
31	ガス機関	5
合計 (事業場総数)		1,311 (585)

(注) 電気・ガス工作物を含む。

・一般粉じんの規制

一般粉じんは、物の破碎やたい積等により発生し又は飛散しますが、大気汚染防

止法では5種類の発生施設が規制の対象となっており、施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

県内の施設設置届出件数は表2-2-10のとおりです。

表2-2-10 一般粉じん発生施設届出状況
(平成30年3月末現在)

資料：環境課

番号	施設種類	施設数
2	堆積場	57
3	コンベア	214
4	破碎機・磨砕機	84
5	ふるい	53
合計 (事業場総数)		408 (64)

(注) 施設数には電気・ガス工作物・鉱山に係る施設を含む。

・佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

佐賀県環境の保全と創造に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外となっている次の施設について規制しています。県条例に基づく届出状況は、表2-2-11のとおりとなっています。なお、平成30年3月現在、県条例に基づくばい煙発生施設の届出はありません。

ア) ばい煙発生施設

鉛の再生に用いる溶解炉(原料処理能力100kg/h)

イ) 粉じん発生施設

原動機の定格出力37kW以上75kW未満の破碎機・磨砕機

表2-2-11 粉じん発生施設届出状況(県条例)(平成30年3月末現在) 資料：環境課

施設種類	施設数
破碎機・磨砕機 (原動機の定格出力37kW以上75kW未満)	56 (事業場総数35)

・有害大気汚染物質の排出抑制

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により人の健康に影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、十分な科学的知見が整っているわけではありませんが、未然防止の観点からその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとして、「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」が指定され、指定物質抑制基準が定められています。

・揮発性有機化合物の排出規制

光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC(volatile organic compounds)）とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である「トルエン」、「キシレン」等の有機化合物をいい、大気汚染防止法では、VOC 排出事業者に対する排出の規制とともに、事業者の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組を促すものとなっています。

また、大気汚染防止法では、9 種類の揮発性有機化合物排出施設が規制対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-12 のとおりです。

表 2-2-12 VOC 排出施設届出状況
(平成 30 年 3 月末現在) 資料：環境課

番号	施設種類	施設数
2	塗装施設	8
4	銅張積層板等製造接着乾燥施設	7
5	接着乾燥施設	3
6	オフセット印刷乾燥施設	2
合 計 (事業場総数)		20 (7)

・立入検査・指導

大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づき、ばい煙発生施設などを設置している工場・事業場を立入調査し、自主測定結果の確認などを行っています。

平成 29 年度に県が行った立入調査の実施状況は表 2-2-13 のとおりです。

表 2-2-13 ばい煙発生施設及び一般粉じん施設立入検査実施状況 (平成 29 年度)

資料：環境課 延べ数

区 分		全工場・事業場数 (施設数)	立入検査実施工場 ・事業場数 (施設数)
大気汚染防 止法	ばい煙発生施設	585 (1,311)	85 (241)
大気汚染防 止法	一般粉じん発生施設	64 (408)	22 (280)
県条例	粉じん発生施設	35 (56)	9 (20)
大気汚染防 止法	VOC 排出施設	7 (20)	4 (15)

アスベスト飛散防止対策

大気汚染防止法では、特定粉じん（アスベスト）発生施設の設置届出や、吹付けアスベスト等が使用された建築物を解体・改造・補修する際の作業実施届出等が義務付けられています。

また、発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準や、排出等を行う際の作業基準が定められており、遵守義務が課せられています。

・大気環境中のアスベスト濃度調査

一般大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、県内 2 地点（佐賀市及び鳥栖市）で調査を実施しました。平成 29 年度の調査結果は、大気汚染防止法に定める敷地境界基準（10 本/L）を下回っています。

表 2-2-14 平成 29 年度大気中アスベスト濃度調査結果 資料：環境センター

（単位：本/L）

地 域	一般環境地域
調査地点数（延べ）	2（4）
アスベスト繊維数濃度（最小～最大）	0.053～0.069
総繊維数濃度（最小～最大）	0.40～0.77

（注） アスベスト繊維数濃度はアスベストモニタリングマニュアル第 3 版、総繊維数濃度は第 4.1 版に準じて算出した。

・特定粉じん（アスベスト）発生施設

大気汚染防止法では、アスベストを発生させる研磨機等 9 種類の特定施設を指定していますが、平成 30 年 3 月末現在、県内に対象となる施設はありません。

・特定粉じん（アスベスト）排出等作業

ア) アスベスト排出等作業の届出状況

大気汚染防止法では、アスベスト排出等の作業実施の際に届出をするように定められており、平成 29 年度の作業件数は表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 特定粉じん排出等作業実施届出状況（平成 29 年度） 資料：環境課

作業の種類	吹付け石綿	断熱材	保温材	耐火被覆材
解体作業	16	6	1	0
断熱材等除去作業	0	2	0	2
改造・補修作業	3	8	0	1
計	19	16	1	3

イ) 特定粉じん（アスベスト）排出等作業への立入検査

建築物解体等の作業現場等への立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の指導等を行っていますが、平成 29 年度においては、改善命令や一時停止命令等の発令はありませんでした。立入検査時には、主に作業現場の掲示、養生、負圧状況や処理方法等の確認を行いました。

平成 29 年度に県が行った特定粉じん排出等作業の立入調査の実施状況は表 2-2-16 のとおりです。

表 2-2-16 特定粉じん排出等作業立入件数（平成 29 年度） 資料：環境課

作業実施届出数	立入検査実施数	改善命令等
38	42	0

自動車公害対策の推進

自動車排出ガスの規制

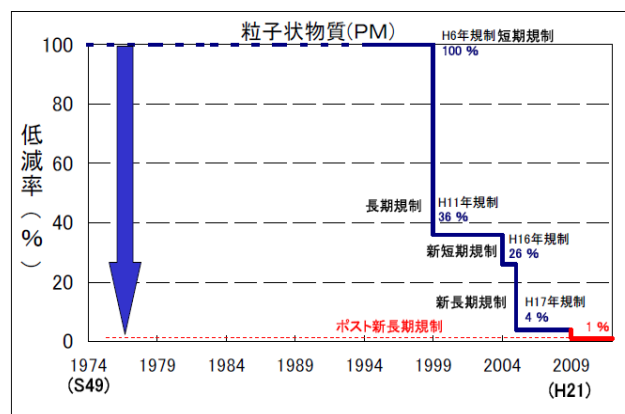
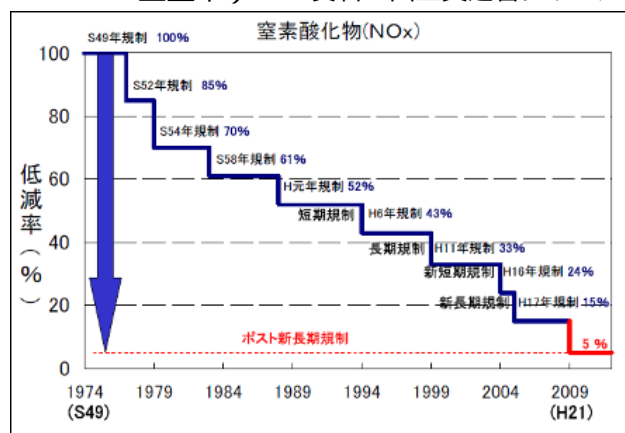
昭和 48 年以降、新車の自動車排出ガスの規制が逐次強化されることにより、自動車単体からの排出ガス中の大気汚染物質の排出量を大幅に削減してきました。特に、平成 8 年からは今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について、継続的に中央環境審議会で審議が行われ、逐次、答申がなされています。

平成 17 年 10 月から、世界で最も厳しい水準である「平成 17 年排出ガス規制(新長期規制)」が、更に、平成 21 年 10 月から新車のディーゼル車等に対し「ポスト新長期規制」が適用されています。

また、公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制が平成 18 年 10 月から段階的に始まり、平成 23 年 10 月に規制強化されています。

また、自動車の燃料の品質についても、自動車排出ガスの低減に必要な対策であることから、燃料中の硫黄の低減等、逐次規制強化がなされています。

図 2-2-5 自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車） 資料：国土交通省ホームページ



・ 税制上の軽減等措置（自動車グリーン税制）

地方税法及び佐賀県県税条例等により、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の自動車取得税と自動車税の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の自動車税は税率を重くする特例措置を講じて、低公害車等の普及促進を図っています。

ア) 税率を軽減している自動車

電気自動車（燃料電池自動車を含みます。）

天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx 10% 低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）

プラグインハイブリッド車

クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合）

一定の排出ガス基準及び燃費基準を満たす自動車

イ) 上記自動車の軽減率

軽減率は、排出ガス及び燃費性能に応じて適用される率が分かれています。

A) 自動車取得税では

取得した自動車が新車の場合は、次のいずれかに該当する割合が軽減（又は非課税）されます。

ア) の ~ ... 非課税

ア) の 非課税、80%、60%、40%、20%

取得した自動車の中古車の場合は、取得価額から次のいずれかに該当する金額が控除されます。

ア) の ~ ... 45 万円

ア) の 45 万円、35 万円、25 万円、15 万円、5 万円

B) 自動車税では

新車新規登録されたものが対象で、登録のあった翌年度の 1 年間のみ、次のいずれかに該当する割合が軽減されます。

ア) の ~ ... 約 75%

ア) の 約 75%、約 50%

ウ) 税率が重くなる自動車

次の自動車は、自動車税率が約 15%（ただし、バス・トラックは約 10%）増額されますが、一般乗合用バスなどは対象から除かれます。

ディーゼル車 新車新規登録から 11 年経過している自動車

ガソリン車・LPG車 ... 新車新規登録から 13 年経過している自動車

軽減等措置の詳細につきましては、県ホームページに掲載している「県税ガイドブック」で紹介しています。

県税ガイドブック

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00332147/3_32147_109495_up_sjjsu3nq.pdf

- ・「8 自動車税」の「自動車税のグリーン化特例について」のページ
 - ・「9 自動車取得税」の「エコカー減税及び中古車の取得に係る特例措置」のページ
- ホームページのトップページからは、くらし・子育て > 税金・住民手続・ペット・その他 > 税金・ふるさと納税 > 税に関する一般情報の順でアクセスしてください。

2 悪臭対策

(1) 悪臭の現況

悪臭は、主に人が不快感・嫌悪感などの心理的・感覚的影響を受ける、嗅覚に直接訴える公害です。悪臭の苦情は例年多いですが、その要因は、住民の生活水準が向上し、より快適な生活環境を求め、住宅地域の郊外への拡大により、住民と悪臭発生源が近接化していること等であると考えられます。

悪臭による苦情については、第2部第6章第3節4を参照してください。

(2) 悪臭防止対策

発生源対策

住民の快適な生活環境を保全するため、悪臭防止法により規制地域の指定、規制基準の設定、事業者に対する規制基準の遵守を義務づけ、アンモニア等の悪臭の原因となる特定悪臭物質の排出規制がなされています。現在規制されている特定悪臭物質は22物質です。

本県では、悪臭防止法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を規制地域として指定しています。なお、市の区域については、市長が指定しています。

また、アンモニア等悪臭の原因となる22物質については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、悪臭防止法に定める範囲のうち臭気強度2.5に対応する濃度で基準を定めて規制しています。

悪臭防止法に基づく苦情対応等は市町の事務となっていますが、必要に応じて、県と市町が協力して悪臭苦情の解決にあたっています。

畜産に係る悪臭について

畜産経営に起因する悪臭の発生原因は、家畜排せつ物の処理方法や飼養管理施設の清掃の不十分さなどによるものが多く、混住化が進む中で、畜産農家にはこれまで以上に家畜排せつ物の管理の徹底が求められています。

こうしたことから、畜産農家においては飼養環境の改善や家畜排せつ物の堆肥化等に取り組むとともに、県においては、市町と連携して、畜産農家に対する定期的な巡回指導を行っています。

また、周辺住民から苦情等が寄せられた場合には個別に畜産農家に対して改善指導を実施しています。

3 騒音・振動対策

(1) 騒音・振動の現況

自動車騒音

県及び市では、騒音規制法第 18 条に基づき、県内の主要な道路¹沿線において、自動車騒音の状況を毎年調査しています。

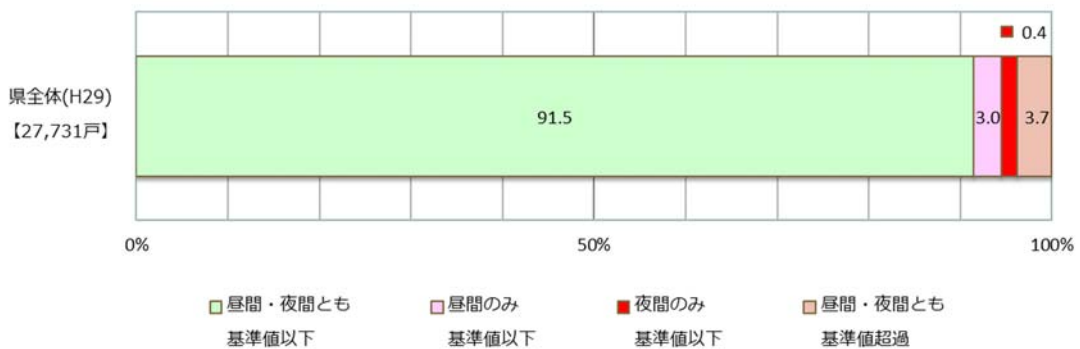
自動車騒音の常時監視は、平成 24 年から市の区域に係る自動車騒音の状況については市が調査しています。

平成 29 年度は県・市において、県内の幹線道路 90 路線（63 区間、総延長 451.5km）で道路に面する住居等²（両側それぞれ 50m 以内）での面的評価³を実施しました。

評価対象区間における住居等の総戸数は 27,731 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、25,374 戸（達成率 91.5%）でした。

図 2-2-6 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

資料：環境課



1 主要な道路

交通量が比較的多い路線の中から、計画的に調査対象道路を選定しています。

2 住居等

住居、学校、病院、及びこれに類するものをいいます。

3 面的評価

騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視は、「騒音に係る環境基準」に基づき、幹線道路に面した一定の地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満たしているかを示す道路交通騒音の評価方法です。

高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音について、幹線道路から両側それぞれ 50m 以内の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

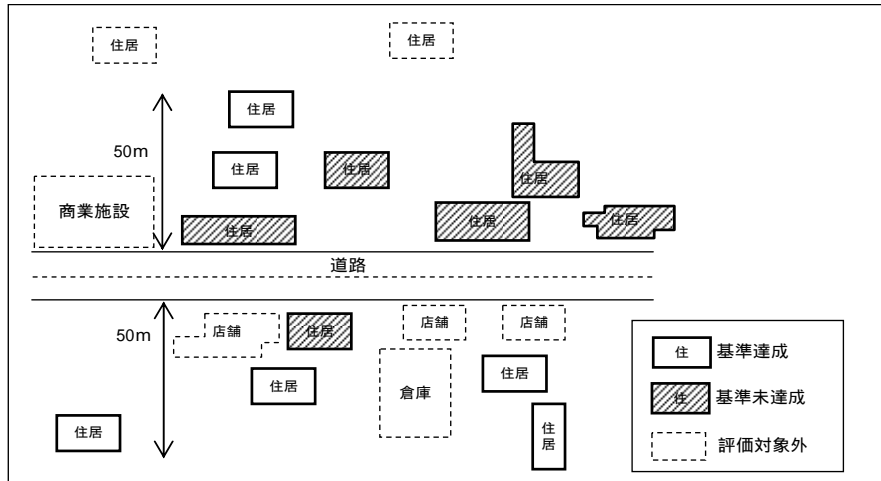


表 2-2-17 平成 29 年度自動車騒音調査結果（面的評価）

資料：環境課

実施主体	路線名	評価区間		評価区間延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
佐賀県	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町吉田	0.3	33	23	69.7	6	18.2	0	0.0	4	12.1
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町田手	2.5	157	150	95.5	7	4.5	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町田手	神埼郡吉野ヶ里町田手	0.8	32	28	87.5	4	12.5	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町三津	神埼郡吉野ヶ里町大曲	2.8	138	79	57.2	30	21.7	0	0.0	29	21.0
	一般国道3号	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字長野	4.1	275	150	54.5	106	38.5	0	0.0	19	6.9
	一般国道3号	三養基郡基山町大字長野	三養基郡基山町大字長野	0.1	10	7	70.0	3	30.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字小倉	4.5	84	37	44.0	5	6.0	0	0.0	42	50.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.7	67	67	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.6	106	106	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字坊所	1.8	75	59	78.7	13	17.3	0	0.0	3	4.0
	北茂安三田川線	三養基郡上峰町大字坊所	三養基郡上峰町大字坊所	1.5	91	91	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字堤	0.5	7	4	57.1	3	42.9	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡みやき町大字原古賀	1.0	39	24	61.5	2	5.1	0	0.0	13	33.3
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字筑原	1.1	61	50	82.0	10	16.4	0	0.0	1	1.6
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字原古賀	0.3	12	8	66.7	4	33.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字原古賀	三養基郡みやき町大字原古賀	0.9	58	50	86.2	8	13.8	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字江口	9.4	264	263	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字江口	0.1	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字白壁	1.8	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.6	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字東尾	0.7	36	32	88.9	0	0.0	0	0.0	4	11.1
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.4	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.3	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字中津隈	0.6	36	24	66.7	0	0.0	0	0.0	12	33.3
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	0.4	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	1.6	89	73	82.0	0	0.0	0	0.0	16	18.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字原古賀	三養基郡みやき町大字筑原	2.6	95	74	77.9	20	21.1	0	0.0	1	1.1
	中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	27	26	96.3	0	0.0	0	0.0	1	3.7
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	24	18	75.0	6	25.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町二ノ瀬	0.8	16	7	43.8	0	0.0	0	0.0	9	56.3
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町下山谷	0.6	53	40	75.5	0	0.0	0	0.0	13	24.5
	一般国道202号	西松浦郡有田町下山谷	西松浦郡有田町大木宿	0.9	53	41	77.4	0	0.0	0	0.0	12	22.6
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.1	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.7	49	45	91.8	0	0.0	0	0.0	4	8.2
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町立部	0.2	11	6	54.5	0	0.0	0	0.0	5	45.5
	一般国道202号	西松浦郡有田町立部	西松浦郡有田町蔵宿	0.9	51	50	98.0	0	0.0	0	0.0	1	2.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町蔵宿	0.2	30	20	66.7	0	0.0	0	0.0	10	33.3
	一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町仏ノ原	0.4	29	24	82.8	0	0.0	0	0.0	5	17.2
	一般国道202号	西松浦郡有田町仏ノ原	西松浦郡有田町下本	0.9	60	43	71.7	0	0.0	0	0.0	17	28.3
	一般国道202号	西松浦郡有田町下本	西松浦郡有田町原明	1.0	29	26	89.7	0	0.0	0	0.0	3	10.3
	川棚有田線	西松浦郡有田町脇水	西松浦郡有田町桑古場	2.9	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	杵島郡江北町大字下小田	杵島郡大町町大字福母	2.8	180	138	76.7	6	3.3	0	0.0	36	20.0
	一般国道34号	杵島郡大町町大字福母	杵島郡大町町大字福母	0.8	64	59	92.2	2	3.1	0	0.0	3	4.7
	一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字惣領分	0.4	23	14	60.9	9	39.1	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字山口	2.1	168	93	55.4	71	42.3	0	0.0	4	2.4
	一般国道34号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	1.8	27	19	70.4	2	7.4	0	0.0	6	22.2
	一般国道207号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	3.0	96	52	54.2	27	28.1	0	0.0	17	17.7
	一般国道207号	杵島郡江北町大字下小田	杵島郡白石町大字東郷	0.5	16	15	93.8	0	0.0	0	0.0	1	6.3
	一般国道207号	杵島郡白石町大字東郷	杵島郡白石町大字福田	1.0	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般国道207号	杵島郡白石町大字福田	杵島郡白石町大字廿治	0.4	36	31	86.1	5	13.9	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字廿治	杵島郡白石町大字横手	1.3	59	46	78.0	11	18.6	0	0.0	2	3.4	
一般国道207号	杵島郡白石町大字横手	杵島郡白石町大字戸ヶ里	1.6	11	5	45.5	5	45.5	0	0.0	1	9.1	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ヶ里	杵島郡白石町大字戸ヶ里	0.2	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ヶ里	杵島郡白石町大字坂田	0.5	71	46	64.8	25	35.2	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.3	13	4	30.8	9	69.2	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.2	9	7	77.8	2	22.2	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字深浦	0.4	8	7	87.5	0	0.0	0	0.0	1	12.5	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	0.4	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	1.8	36	32	88.9	3	8.3	0	0.0	1	2.8	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富下分	杵島郡白石町大字福富	0.4	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富下分	杵島郡白石町大字福富下分	1.8	114	113	99.1	0	0.0	0	0.0	1	0.9	
一般国道207号	藤津郡太良町大字伊福甲	藤津郡太良町大字多良	3.5	124	88	71.0	36	29.0	0	0.0	0	0.0	
県合計（町の区域）				78.6	3,719	2,981	80.2	440	11.8	0	0.0	298	8.0

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも		昼間のみ		夜間のみ		昼間・夜間とも	
		始点の住所	終点の住所			基準値以下		基準値以下		基準値以下		基準値超過	
						戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
佐賀市	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字瓦町	佐賀市日の出1丁目1	3.5	12	9	75.0	1	8.3	0	0.0	2	16.7
	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字洲	佐賀市日の出1丁目1	2.2	117	81	69.2	0	0.0	0	0.0	36	30.8
	一般国道34号	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市鍋島町 大字森田	2.3	22	19	86.4	0	0.0	1	4.5	2	9.1
	一般国道207号	佐賀市川原町3	佐賀市八戸1丁目5	1.6	403	357	88.6	46	11.4	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市八戸1丁目5	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.5	112	108	96.4	4	3.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.4	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字中原	0.9	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字中原	佐賀市嘉瀬町 大字狭野	0.5	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字狭野	佐賀市久保田町 大字徳万	0.8	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.5	62	61	98.4	1	1.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.2	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市諸富町 大字徳富	佐賀市諸富町 大字為重	1.4	108	86	79.6	0	0.0	0	0.0	22	20.4
	一般国道208号	佐賀市南佐賀1丁目12	佐賀市西与賀町 大字屋外	3.2	755	754	99.9	0	0.0	1	0.1	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市西与賀町 大字屋外	佐賀市八戸2丁目1	0.8	154	153	99.4	0	0.0	1	0.6	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字松瀬	佐賀市大和町 大字梅野	5.6	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字梅野	佐賀市大和町 大字久池井	0.5	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字久池井	佐賀市日の出2丁目1	6.3	322	263	81.7	0	0.0	59	18.3	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市日の出1丁目17	佐賀市日の出2丁目1	0.6	49	34	69.4	0	0.0	5	10.2	10	20.4
	一般国道264号	佐賀市日の出2丁目1	佐賀市川原町3	2.7	674	660	97.9	1	0.1	13	1.9	0	0.0
	一般国道264号	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市巨勢町 大字修理田	2.5	318	318	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀停車場線	佐賀市駅前中央1丁目9	佐賀市松原1丁目2	1.5	285	285	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川副線	佐賀市大財3丁目10	佐賀市松原3丁目1	1.3	346	346	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保橋線	佐賀市高木瀬東2丁目1	佐賀市金立町 大字千布	4.1	391	390	99.7	0	0.0	0	0.0	1	0.3
	佐賀外環状線	佐賀市大和町 大字尼寺	佐賀市金立町 大字千布	1.6	182	178	97.8	3	1.6	0	0.0	1	0.5
	佐賀空港線	佐賀市川副町 大字南里	佐賀市本庄町 大字未次	2.0	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀空港線	佐賀市本庄町 大字未次	佐賀市本庄町 大字袋	1.0	115	114	99.1	0	0.0	1	0.9	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市兵庫南4丁目21	0.8	53	52	98.1	0	0.0	1	1.9	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市兵庫南4丁目21	佐賀市巨勢町 大字修理田	0.8	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字修理田	佐賀市兵庫町 大字瓦町	1.3	60	57	95.0	0	0.0	0	0.0	3	5.0
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市西与賀町 大字高太郎	0.6	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市光1丁目1	1.6	234	233	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市光1丁目1	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	205	205	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	401	401	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.8	461	461	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.2	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.6	90	89	98.9	0	0.0	1	1.1	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸	0.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	1.3	120	119	99.2	0	0.0	1	0.8	0	0.0
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字森田	0.3	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市大和町 大字東山田	5.9	621	620	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0
	松尾佐賀停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.3	37	32	86.5	0	0.0	5	13.5	0	0.0
	佐賀県道333号佐賀環状東線	佐賀市兵庫町 大字西洲	佐賀市巨勢町 大字牛島	2.9	372	302	81.2	0	0.0	60	16.1	10	2.7
合 計				67.0	7,577	7,283	96.1	56	0.7	151	2.0	87	1.1
唐津市	一般国道202号	唐津市浜玉町 洲上	唐津市浜玉町 横田上	0.7	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市浜玉町 横田上	唐津市浜玉町 横田下	0.5	31	31	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市浜玉町 横田下	唐津市鏡	3.2	136	136	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.5	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市和多田 大土井2	0.5	37	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市和多田 大土井2	唐津市養母田	4.0	270	270	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	唐津市相知町 相知	唐津市厳木町 うつぼ木	4.4	236	206	87.3	0	0.0	27	11.4	3	1.3
	一般国道204号	唐津市東町	唐津市坊主町	1.8	339	339	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	唐津市佐志	唐津市佐志 浜町	2.0	108	86	79.6	2	1.9	8	7.4	12	11.1
	唐津呼子線	唐津市佐志 浜町	唐津市鏡西町 若野	2.7	157	135	86.0	0	0.0	22	14.0	0	0.0
	浜玉相知線	唐津市鏡	唐津市原	0.5	151	151	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	浜玉相知線	唐津市原	唐津市中原	0.6	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	千々賀神田線	唐津市千々賀	唐津市神田	5.9	263	236	89.7	5	1.9	3	1.1	19	7.2
	虹の松原線	唐津市東町	唐津市浜玉町 浜崎	5.2	222	220	99.1	0	0.0	2	0.9	0	0.0
	合 計				33.3	2,087	1,984	95.1	7	0.3	62	3.0	34

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
鳥 栖 市	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥栖市永吉町	鳥栖市永吉町	0.7	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥栖市永吉町	鳥栖市酒井東町	3.3	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥栖市永吉町	鳥栖市田代本町	1.4	77	75	97.4	2	2.6	0	0.0	0	0.0
	九州横断自動車道長崎大分線	鳥栖市田代本町	鳥栖市立石町	7.5	152	142	93.4	0	0.0	0	0.0	10	6.6
	一般国道3号	鳥栖市境	鳥栖市永吉町	0.4	4	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0
	一般国道3号	鳥栖市永吉町	鳥栖市姫方町	1.1	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市姫方町	鳥栖市曾根崎町	1.3	88	41	46.6	26	29.5	0	0.0	21	23.9
	一般国道3号	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市酒井西町	1.8	79	64	81.0	14	17.7	0	0.0	1	1.3
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市酒井西町	0.2	4	3	75.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市酒井西町	0.6	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市高田町	1.2	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
	一般国道3号	鳥栖市高田町	鳥栖市水屋町	0.7	37	22	59.5	8	21.6	0	0.0	7	18.9
	一般国道34号	鳥栖市永吉町	鳥栖市田代本町	0.5	14	12	85.7	1	7.1	0	0.0	1	7.1
	一般国道34号	鳥栖市田代本町	鳥栖市鎗田町	1.7	73	66	90.4	6	8.2	0	0.0	1	1.4
	一般国道34号	鳥栖市鎗田町	鳥栖市宿町	1.5	189	156	82.5	13	6.9	0	0.0	20	10.6
	一般国道34号	鳥栖市宿町	鳥栖市轟木町	1.1	134	119	88.8	14	10.4	0	0.0	1	0.7
	一般国道34号	鳥栖市轟木町	鳥栖市儀徳町	1.4	17	11	64.7	0	0.0	0	0.0	6	35.3
	一般国道34号	鳥栖市儀徳町	鳥栖市西新町	2.0	188	137	72.9	13	6.9	0	0.0	38	20.2
	一般国道34号	鳥栖市西新町	鳥栖市姫方町	1.2	53	24	45.3	2	3.8	0	0.0	27	50.9
	一般国道500号	鳥栖市永吉町	鳥栖市幡崎町	0.3	9	7	77.8	0	0.0	0	0.0	2	22.2
	一般国道500号	鳥栖市幡崎町	鳥栖市姫方町	0.8	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖朝倉線	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市飯田町	0.9	34	32	94.1	1	2.9	0	0.0	1	2.9
	鳥栖朝倉線	鳥栖市飯田町	鳥栖市飯田町	0.2	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町	鳥栖市轟木町	2.9	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町	鳥栖市宿町	0.5	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市宿町	鳥栖市養父町	0.9	128	128	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市養父町	鳥栖市古賀町	1.0	79	54	68.4	19	24.1	0	0.0	6	7.6
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市古賀町	鳥栖市神辺町	0.4	22	6	27.3	0	0.0	0	0.0	16	72.7
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市神辺町	鳥栖市神辺町	0.9	11	1	9.1	3	27.3	0	0.0	7	63.6
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市神辺町	鳥栖市袖比町	0.3	8	5	62.5	0	0.0	0	0.0	3	37.5
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市袖比町	鳥栖市弥生が丘	0.6	16	1	6.3	0	0.0	0	0.0	15	93.8
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市立石町	鳥栖市立石町	0.7	20	18	90.0	1	5.0	0	0.0	1	5.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市立石町	鳥栖市山浦町	1.6	169	149	88.2	4	2.4	0	0.0	16	9.5
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市山浦町	鳥栖市原古賀町	1.2	108	108	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市原古賀町	鳥栖市蔵上	0.8	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市蔵上	鳥栖市宿町	0.7	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市宿町	鳥栖市古野町	0.5	132	130	98.5	0	0.0	0	0.0	2	1.5
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市古野町	鳥栖市本町	0.7	180	180	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	江口長門石江島線	鳥栖市三島町	鳥栖市村田町	2.0	91	88	96.7	0	0.0	1	1.1	2	2.2
	江口長門石江島線	鳥栖市村田町	鳥栖市村田町	0.7	102	85	83.3	0	0.0	11	10.8	6	5.9
	鳥栖田代線	鳥栖市京町	鳥栖市松原町	0.6	163	163	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖田代線	鳥栖市松原町	鳥栖市姫方町	1.8	285	279	97.9	2	0.7	0	0.0	4	1.4
	鳥栖停車場線	鳥栖市京町	鳥栖市宿町	1.1	257	257	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	肥前麓停車場線	鳥栖市平田町	鳥栖市平田町	0.2	12	7	58.3	0	0.0	0	0.0	5	41.7
	鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市京町	鳥栖市本鳥栖町	0.5	183	183	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市本鳥栖町	鳥栖市曾根崎町	0.4	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市曾根崎町	0.3	64	61	95.3	2	3.1	0	0.0	1	1.6	
肥前旭停車場線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市儀徳町	0.3	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
肥前旭停車場線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市村田町	0.9	190	188	98.9	0	0.0	2	1.1	0	0.0	
九千部山公園線	鳥栖市神辺町	鳥栖市弥生が丘	0.8	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘	鳥栖市永吉町	1.6	184	183	99.5	1	0.5	0	0.0	0	0.0	
中原鳥栖線	鳥栖市江島町	鳥栖市江島町	1.4	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥栖線	鳥栖市江島町	鳥栖市儀徳町	0.9	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥栖線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市下野町	0.7	96	96	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥栖線	鳥栖市下野町	鳥栖市真木町	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥栖線	鳥栖市真木町	鳥栖市高田町	1.6	12	11	91.7	0	0.0	0	0.0	1	8.3	
				62.1	4,064	3,691	90.8	136	3.3	14	0.3	223	5.5
多 久 市	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	1.3	132	132	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.2	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字多久原	1.0	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.6	91	51	56.0	0	0.0	0	0.0	40	44.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字別府	0.4	21	17	81.0	0	0.0	4	19.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	1.2	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	163	103	63.2	0	0.0	0	0.0	60	36.8
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	81	64	79.0	0	0.0	8	9.9	9	11.1
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	0.5	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	一本松・大工田線(多久市道)	多久市・小城市境	0.1	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.2	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	1.9	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	2.4	46	46	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市多久町	0.6	74	40	54.1	0	0.0	34	45.9	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市北多久町 大字小侍	3.6	137	135	98.5	0	0.0	1	0.7	1	0.7
	多久若木線	多久市東多久町 大字別府	多久市南多久町 大字長尾	2.0	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	多久若木線	多久市南多久町 大字長尾	多久市多久町	2.6	91	61	67.0	0	0.0	30	33.0	0	0.0
				21.0	982	795	81.0	0	0.0	77	7.8	110	11.2

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
伊 万 里 市	一般国道202号	伊万里市大坪町 丙	伊万里市二里町 大里乙	3.1	196	195	99.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0
	一般国道204号	伊万里市波多津町 馬始湯	伊万里市黒川町 塩屋	4.5	52	51	98.1	0	0.0	1	1.9	0	0.0
	一般国道204号	伊万里市黒川町 塩屋	伊万里市黒川町 黒塩	2.3	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	伊万里市黒川町 黒塩	伊万里市松島町	4.9	190	188	98.9	0	0.0	2	1.1	0	0.0
	一般国道204号	伊万里市松島町	伊万里市二里町 大里甲	1.4	84	84	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市二里町 大里乙	0.4	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号 (1)	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	6.9	133	133	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市松浦町 桃川	0.8	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	4.6	179	179	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 丙	伊万里市立花町	1.2	82	82	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 甲	伊万里市大川内町 丙	5.1	162	162	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	相知山内線	伊万里市大川町 大川野	伊万里市松浦町 桃川	3.5	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	伊万里停車場線	伊万里市新天町	伊万里市大坪町 丙	1.3	235	235	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	黒川松島線	伊万里市松島町	伊万里市松島町	0.8	147	147	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	黒川松島線	伊万里市本須町	伊万里市松島町	2.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	伊万里市道1067号	伊万里市新天町	伊万里市松島町	0.4	118	118	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	伊万里市道4160号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市新天町	2.0	259	258	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
伊万里市道5056号	伊万里市立花町	伊万里市伊万里町 甲	0.6	75	75	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		合 計		46.1	2,055	2,050	99.8	0	0.0	4	0.2	1	0.0
武 雄 市	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	2.5	247	159	64.4	70	28.3	0	0.0	18	7.3
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字大崎	0.8	62	60	96.8	2	3.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	武雄市橋町 大字片白	武雄市武雄町 大字武雄	4.0	261	260	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0
	一般国道35号	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市山内町 大字犬走	3.0	131	131	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	武雄市山内町 大字犬走	武雄市山内町 大字鳥海	1.3	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川古	武雄市若木町 大字川古	1.3	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川古	武雄市若木町 大字本部	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	武雄市若木町 大字本部	武雄市若木町 大字桃川	0.9	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	24	22	91.7	0	0.0	2	8.3	0	0.0
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.4	32	24	75.0	0	0.0	8	25.0	0	0.0
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字富岡	武雄市武雄町 大字武雄	0.3	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市武雄町 大字永島	2.4	235	225	95.7	0	0.0	10	4.3	0	0.0
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字永島	武雄市橋町 大字永島	0.9	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
武雄塩田線	武雄市橋町 大字永島	武雄市橋町 大字大日	1.6	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		合 計		21.4	1,182	1,071	90.6	72	6.1	21	1.8	18	1.5
鹿 島 市	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字中村	1.5	39	33	84.6	0	0.0	6	15.4	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字中村	鹿島市大字高津原	2.3	119	108	90.8	0	0.0	10	8.4	1	0.8
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.2	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.3	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.3	29	27	93.1	0	0.0	0	0.0	2	6.9
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字納富分	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.3	32	30	93.8	0	0.0	0	0.0	2	6.3
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市古枝	1.2	53	51	96.2	0	0.0	1	1.9	1	1.9
	一般国道207号	鹿島市古枝	鹿島市浜町	1.1	13	12	92.3	0	0.0	0	0.0	1	7.7
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	1.1	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市大字音成	1.0	37	22	59.5	0	0.0	4	10.8	11	29.7
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字音成	0.7	44	24	54.5	0	0.0	7	15.9	13	29.5
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字音成	0.7	30	21	70.0	0	0.0	9	30.0	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字飯田	2.8	49	18	36.7	0	0.0	26	53.1	5	10.2
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字井手	0.4	17	16	94.1	0	0.0	1	5.9	0	0.0
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字高津原	1.5	128	128	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	2.8	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	4.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字三河内	2.3	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字三河内	1.0	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字納富分	1.8	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	1.1	144	142	98.6	0	0.0	0	0.0	2	1.4
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.4	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.6	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	鹿島市大字常広	鹿島市大字中村	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.3	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.4	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字森	0.6	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.5	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.9	167	167	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字三河内	1.1	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線	鹿島市大字三河内	鹿島市大字三河内	0.7	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		合 計		35.0	1356	1254	92.5	0	0.0	64	4.7	38	2.8

実施主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過		
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
														戸数
小城市	一般国道34号	小城市三日月町 堀江	小城市三日月町 金田	1.6	39	29	74.4	4	10.3	0	0.0	6	15.4	
	一般国道34号	小城市三日月町 金田	小城市牛津町 柿糠瀬	2.1	9	7	77.8	1	11.1	0	0.0	1	11.1	
	一般国道34号	小城市牛津町 柿糠瀬	小城市牛津町 乙柳	0.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	小城市牛津町 乙柳	小城市牛津町 勝	1.2	91	82	90.1	5	5.5	0	0.0	4	4.4	
	一般国道34号	小城市牛津町 勝	小城市牛津町 牛津	0.1	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	小城市牛津町 牛津	小城市牛津町 下砥川	3.0	152	125	82.2	17	11.2	0	0.0	10	6.6	
	一般国道203号	小城市小城市町 栗原	小城市小城市町 晴気	0.4	14	13	92.9	0	0.0	0	0.0	1	7.1	
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	25	19	76.0	0	0.0	0	0.0	6	24.0	
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	34	24	70.6	0	0.0	0	0.0	10	29.4	
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 畑田	1.0	133	130	97.7	1	0.8	0	0.0	2	1.5	
	一般国道203号	小城市小城市町 畑田	小城市小城市町	0.3	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道203号	小城市小城市町	小城市小城市町 久米	0.9	113	113	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.7	102	84	82.4	0	0.0	0	0.0	18	17.6	
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.3	48	41	85.4	0	0.0	0	0.0	7	14.6	
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 長神田	1.2	159	159	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道203号	小城市三日月町 長神田	小城市三日月町 樋口	0.5	42	31	73.8	0	0.0	0	0.0	11	26.2	
	一般国道203号	小城市三日月町 樋口	小城市三日月町 樋口	1.4	122	110	90.2	0	0.0	0	0.0	12	9.8	
	一般国道207号	小城市牛津町 柿糠瀬	小城市牛津町 勝	2.1	214	199	93.0	0	0.0	1	0.5	14	6.5	
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.5	28	28	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.3	19	14	73.7	0	0.0	0	0.0	5	26.3	
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 三王崎	1.8	92	89	96.7	0	0.0	3	3.3	0	0.0	
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.3	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 道免	0.9	35	34	97.1	0	0.0	1	2.9	0	0.0	
	一般国道444号	小城市芦刈町 道免	小城市芦刈町 下古賀	0.6	7	6	85.7	0	0.0	1	14.3	0	0.0	
	一般国道444号	小城市芦刈町 下古賀	小城市芦刈町 下古賀	0.2	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	小城市三日月町 金田	小城市三日月町 金田	0.7	25	24	96.0	0	0.0	0	0.0	1	4.0	
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市小城市町	0.5	97	97	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市三日月町 織島	1.6	176	176	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	小城市三日月町 織島	小城市三日月町 織島	1.4	37	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	合計				26.7	1,872	1,730	92.4	28	1.5	6	0.3	108	5.8
	嬉野市	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	1.7	101	86	85.1	0	0.0	0	0.0	15	14.9
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.9	185	185	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般国道34号		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	1.3	277	277	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道34号		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字不動山	1.3	58	45	77.6	0	0.0	0	0.0	13	22.4	
一般国道34号		嬉野市嬉野町 大字不動山	嬉野市嬉野町 大字岩屋川内	0.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道34号		嬉野市嬉野町 大字岩屋川内	嬉野市嬉野町 大字不動山	2.3	28	28	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道498号		嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	0.8	38	34	89.5	0	0.0	4	10.5	0	0.0	
一般国道498号		嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字久間	0.7	46	20	43.5	0	0.0	26	56.5	0	0.0	
一般国道498号		嬉野市塩田町 大字久間	嬉野市塩田町 大字久間	3.3	79	51	64.6	0	0.0	24	30.4	4	5.1	
佐世保嬉野線		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
佐世保嬉野線		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	2.1	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
佐世保嬉野線		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.3	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
嬉野塩田線		嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市塩田町 大字大草野	1.0	99	97	98.0	0	0.0	0	0.0	2	2.0	
嬉野塩田線		嬉野市塩田町 大字大草野	嬉野市塩田町 大字馬場下	4.1	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
嬉野塩田線		嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	1.9	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.4	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.9	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.8	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市嬉野町 大字吉田	3.2	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市嬉野町 大字吉田	嬉野市嬉野町 大字下野	2.7	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鹿島嬉野線		嬉野市嬉野町 大字下野	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.7	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計				31.1	1,342	1,254	93.4	0	0.0	54	4.0	34	2.5	
神崎市	一般国道34号	神崎市神埼町 田道ヶ里	神崎市神埼町 田道ヶ里	0.4	20	16	80.0	4	20.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	神崎市神埼町 田道ヶ里	神崎市神埼町 田道ヶ里	0.4	35	30	85.7	5	14.3	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	神崎市神埼町 田道ヶ里	神崎市神埼町 田道ヶ里	0.5	54	46	85.2	6	11.1	0	0.0	2	3.7	
	一般国道34号	神崎市神埼町 田道ヶ里	神崎市神埼町 本告牟田	1.0	123	106	86.2	15	12.2	0	0.0	2	1.6	
	一般国道34号	神崎市神埼町 本告牟田	神崎市千代田町 境原	3.9	277	160	57.8	62	22.4	0	0.0	55	19.9	
	一般国道264号	神崎市千代田町 下西	神崎市千代田町 除江	0.6	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道264号	神崎市千代田町 除江	神崎市千代田町 境原	0.6	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道264号	神崎市千代田町 境原	神崎市千代田町 直島	2.1	121	121	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道264号	神崎市千代田町 直島	神崎市千代田町 嘉納	0.2	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道264号	神崎市千代田町 嘉納	神崎市千代田町 下板	1.5	57	53	93.0	0	0.0	0	0.0	4	7.0	
	一般国道264号	神崎市千代田町 下板	神崎市千代田町 下板	1.0	38	35	92.1	0	0.0	0	0.0	3	7.9	
	一般国道385号	神崎市千代田町 迎島	神崎市千代田町 迎島	1.5	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道385号	神崎市千代田町 迎島	神崎市千代田町 下板	2.1	11	10	90.9	0	0.0	0	0.0	1	9.1	
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神埼町 尾崎	神崎市神埼町 城原	2.3	94	85	90.4	4	4.3	0	0.0	5	5.3	
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神埼町 城原	神崎市神埼町 城原	0.6	77	77	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神埼町 城原	神崎市神埼町 的	1.1	12	7	58.3	5	41.7	0	0.0	0	0.0	
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神埼町 的	神崎市神埼町 的	0.2	9	7	77.8	0	0.0	0	0.0	2	22.2	
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神埼町 的	神崎市神埼町 志波屋	1.4	44	32	72.7	0	0.0	0	0.0	12	27.3	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 横武	神崎市神埼町 本告牟田	2.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 本告牟田	神崎市神埼町 枝ヶ里	0.3	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 枝ヶ里	神崎市神埼町 神埼	0.3	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 神埼	神崎市神埼町 神埼	0.6	112	86	76.8	0	0.0	26	23.2	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 本告牟田	神崎市神埼町 本告牟田	1.3	24	23	95.8	1	4.2	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市神埼町 本告牟田	神崎市千代田町 姉	0.8	41	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市千代田町 姉	神崎市千代田町 直島	1.5	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	神崎市千代田町 境原	神崎市千代田町 除江	0.7	61	61	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計				29.2	1,495	1,281	85.7	102	6.8	26	1.7	86	5.8	
市合計				372.9	24,012	22,393	93.3	401	1.7	479	2.6	739	4.0	
総計				451.5	27,731	25,374	91.5	841	3.0	479	1.7	1,037	3.7	

〈備考1〉(時間の区分) 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

〈備考2〉幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいい、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により

①2車線以上の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※H27年道路交通センサス時点での道路種別を記載

(2) 騒音・振動の対策

騒音に係る環境基準の類型指定

環境基本法により、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として「騒音に係る環境基準」が定められていますが、県では、町の区域における、「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を都市計画法の用途地域(工業専用地域を除く)の定めのある地域について行っています。なお、県内の市の区域については、市長が「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を行っています。

平成 30 年 3 月末現在、「騒音に係る環境基準」の類型指定地域に係る町は、基山町、有田町の 2 町となっています。

騒音規制法及び振動規制法による規制

本県では、騒音規制法及び振動規制法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を「規制地域」として指定しています。なお、県内の市の区域については、市長が指定を行っています。

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出事務等は、市町の事務となっており、各市町において規制基準の遵守等を指導しています。

なお、平成 29 年度において、特定工場及び特定建設作業ともに改善勧告等を行った事例はありませんでした。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例による規制

本県では、騒音規制法の指定地域において、佐賀県環境の保全と創造に関する条例により、コンクリートブロックマシンとクーリングタワー(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)を設置する工場又は事業場(騒音規制法の特定工場等を除く。)についての「横出し規制」及び拡声機の使用についての規制を実施しています。

市町が行う業務への支援

本県では、市町が行う騒音規制法、振動規制法等に基づく工場・事業場への規制・指導及び生活騒音等の規制のない騒音・振動についての県民や事業者への指導について、騒音・振動・悪臭規制マニュアルの配布、研修会の開催等の支援を行っています。

自動車騒音対策

自動車騒音対策については、毎年度、県及び市町で実施した測定結果を取りまとめて、関係機関等への周知を図っています。

騒音規制法では、市町村長は測定結果に基づき、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置の要請、又は関係機関等に対して道路構造の改善などについて意見を述べることができるとされています。

なお、平成 29 年度において、要請等を行った事例はありませんでした。

新幹線騒音対策

・環境基準と類型指定

鳥栖市を通過する九州新幹線鹿児島ルート沿線地域並びに武雄市及び嬉野市を通過する九州新幹線西九州ルート沿線地域に関して、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を当てはめる地域を指定しています。(平成24年3月30日佐賀県告示第120号)

表 2-2-18 新幹線騒音に係る環境基準 資料：環境省

地域の類型	基準値
	70 デシベル以下
	75 デシベル以下

類型：住居の用に供される地域。

類型：商工業の用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

・調査結果

平成23年の九州新幹線鹿児島ルートの全線開通に伴い、鳥栖市の沿線地域において、騒音及び振動の状況を測定しました。

測定結果は、表 2-2-19 のとおり、2 地点ともに騒音に係る環境基準及び振動対策に係る勧告の指針値を達成しています。

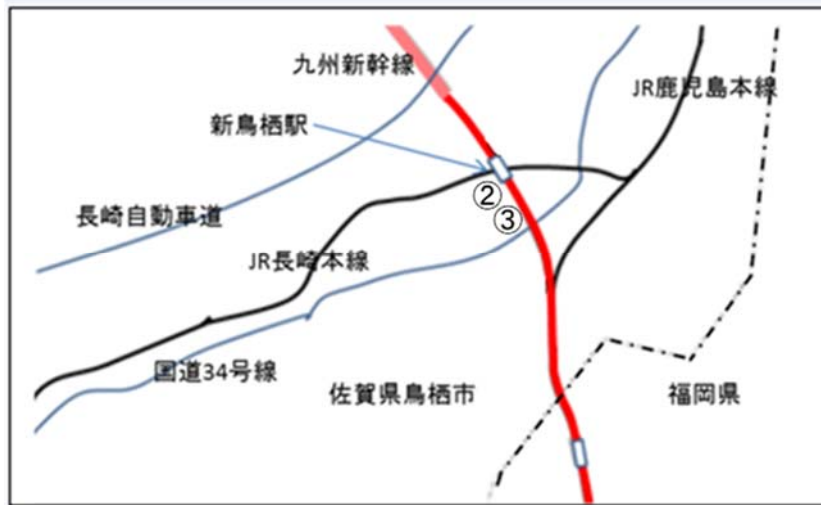
表 2-2-19 平成 29 年度新幹線騒音及び振動調査結果 資料：環境課

地点番号	測定地点	測定地点側の軌道(上下の別)	地域類型	騒音評価値(dB)	振動評価値(dB)
	鳥栖市 蔵上町	上		66	45
	鳥栖市 幸津町	上		70	48

新幹線鉄道振動については、次のように指針が定められています。

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

図 2-2-7 九州新幹線鹿児島ルートへの調査地点 資料：環境課

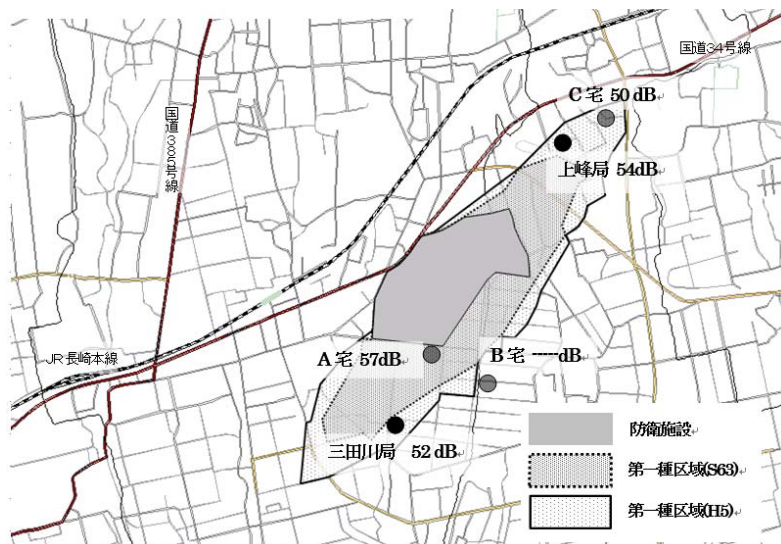


航空機騒音対策

・ 目達原飛行場周辺地域

目達原飛行場周辺地域における航空機騒音対策については、航空機騒音の定期的な監視測定を実施しています。

図 2-2-8 平成 29 年度目達原飛行場周辺地域騒音測定結果 資料：環境課



第一種区域：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき第一種区域に指定された区域（区域指定に係る基準値： L_{den} 62dB（旧基準値 WECPNL 75dB））

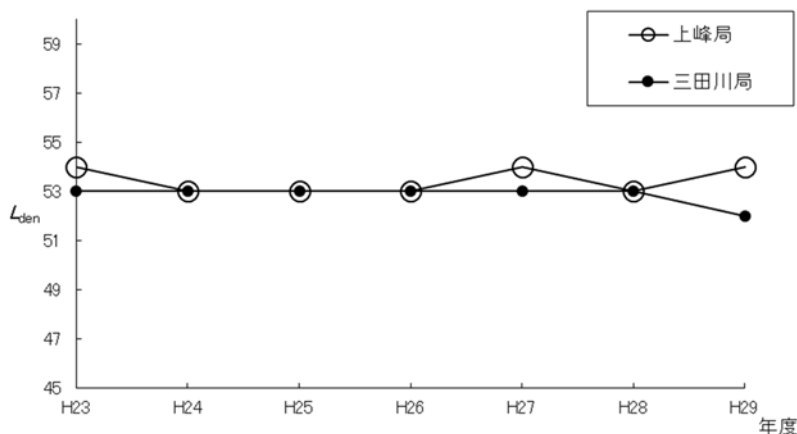
B 宅については、H30.2.3～H30.2.18 の期間に測定を行いました。このとき神崎市へ墜落事故により、目達原駐屯地からの航空機の飛行が自粛されていたため、今回は評価をしていません。

	測定地点	L_{den}	WECPNL
通年測定	三田川局	52	65
	上峰局	54	66
短期測定	A 宅	57	70
	B 宅	-	-
	C 宅	50	62

通年測定：年間値
 短期測定：年間推定値

航空機騒音に係る環境基準が改定され、平成 25 年 4 月 1 日より航空機騒音の評価の方法が、WECPNL から L_{den} に変更されましたが、経年変化を調べるために WECPNL での算出も行いました。

図 2-2-9 目達原飛行場周辺地域における通年測定結果の経年変化 資料：環境課



佐賀空港周辺地域

佐賀空港周辺地域における航空機騒音対策については、環境基準に係る類型指定は行っていないが、空港に近接する住宅地において航空機騒音の監視測定を実施しています。測定は 2 地点/年行い、全 4 地点を 2 年でローテーションしています。

表 2-2-20 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
	L_{den}
	57 デシベル以下
	62 デシベル以下

図 2-2-10 平成 29 年度佐賀空港周辺地域騒音測定結果 資料：環境課



地点番号	測定場所（住所）	地域類型	今回（平成 29 年度） L_{den} (dB)	前回（平成 27 年度） L_{den} (dB)
1	川副町大宅間	無し	36	36
2	川副町小々森	無し	36	37

4 光害対策

夜間の過剰な照明は、周辺の生活環境や生態系へ悪影響となります。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例において、日常生活における環境への配慮として、

- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の生活環境への影響に配慮するよう努めなければならない
- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の野生動植物の生息又は生育への影響に配慮するよう努めなければならない

と定めています。

また、事業者に対して、

- ・ 事業者は、屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合（(1)法令の規定に基づき使用する場合 (2)教育、試験研究又は学术研究のために使用する場合 (3)犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合(4)祭典等の催事の際に、直ちに撤去し、又は移動できる施設により一時的に使用する場合(営利を目的として誘客又は宣伝のために行うものを除く。)）は、この限りでない。

と定めています。